佐賀県聴覚障害者サポートセンター指定管理者候補者選考委員会
に関する委員選定理由

＜前提（必要条件）＞
○「指定管理者制度に係る運用指針」上のポイント
⑱選定会議等における審査、選定より
○外部の中立な有識者を過半数以上
○指定期間の総額が１億円以上の場合は９名以上
○「利用者の代表」、「施設で提供するサービスに関する有識者」、「会計・経営管理の専門家」から各１人以上
○「所管課長」、「さがデザインの代表」、「MIGAKI プロジェクトの代表」から各１人以上

＜選考委員に含めるべき人的属性について＞
１　「利用者の代表」（４名）※最低１名
　「ろう者」「難聴者・中途失聴者」としての視点、「手話」「要約筆記」が必要な方としての視点について、利用者目線での知見を有した人物を選定

２　「施設で提供するサービスに関する有識者」（４名）※最低１名
　障害福祉施設の運営・広報等の視点や聴覚障害をはじめ障害者の福祉の増進等の視点、若年層利用者の視点等について、施設で提供するサービスに関する有識者としての知見を有した人物を選定

３　「会計・経営管理の専門家」（２名）※最低１名
　指定管理者候補者が、指定管理業務の遂行能力を持っているかどうか、財務面及び経営管理の面から評価できる知見を有した人物を選定

以下は内部有識者　⇒「指定管理者制度に係る運用指針」に則り選定（各１名）
４　「所管課長」
５　「さがデザインの代表」
６　「MIGAKI プロジェクトの代表」